利用規約

スカイガーデンゴルフ(以下、本クラブといいます)のご利用に際し、下記の事項を厳守 されますようご理解・ご協力をお願い申し上げます。

第1条

本クラブの運営・管理(会員資格の得喪変更、会費、諸費用の収受、会員規約の制定・改 廃等の決定手続きを含む)は浅草武シート株式会社が行います。

第2条

本クラブに入会できる方は、各要件を満たし、本クラブの趣旨に賛同し本規約を承諾した方とします。また本クラブをご利用いただけるのは、医師から運動を禁じられていない方といたします。刺青、タトゥー及びこれに類するものが入っている方、暴力団構成員、会員の円滑なクラブライフに支障をきたす可能性がる方、その他本クラブが不適当と認める方は入会資格がありません。また入会後であってもこれらの事象が判明した時点で退会していただきます。

第3条

本クラブに入会する方は所定の入会手続きを行い、本クラブの承認を得た上、定める会費 入会諸費用をお支払いいただきます。また必要により医師の健康証明書の提出を求めるこ とがあります。入会する本人が未成年者の場合は本人と保護者の連名で申し込み手続きを とらなければなりません。この場合保護者は自ら会員になった場合と同様に本規約に基づ く責任を本人と連帯して負担するものとします。

第4条

会員は本クラブの定める入会金を所定の方法で本クラブに支払わなければなりません。なお当該入会金は入会契約締結及び履行のための必要費用であり、一旦納入した入会金は返還いたしません。

第5条

本クラブは、会員が次の各号の一つに該当すると認めた場合は会員資格の一時停止または除名をすることができます。

- 1. 本クラブが定める会費・諸費用につき、3か月以上滞納したとき。(除名の場合も除名以前の会費・諸費用はすべて納入していただきます)
- 2. 本クラブの施設・機材を故意に毀損したとき。
- 3. 本規約、その他本クラブが定める規則に違反したとき。

- 4. 本クラブの名誉や信用を毀損、または秩序を乱したとき。
- 5. 入会書類に虚偽を記載したことが判明したとき。
- 6. 会員として品位を損なうと認められる非行があったとき。
- 7. 伝染病等他人に伝染・感染するおそれのある疾病に罹患したとき。
- 8. 本クラブの合理的な支持・指導に従わないとき。
- 9. その他本クラブが、社会通念に照らし、本クラブ会員としてふさわしくないと認めたとき。

第6条

会員は本クラブが定める会費等を所定の方法で支払わなければなりません。会費等の 種類、金額、支払期限及び支払い方法等は本クラブが定めるものとします。

(月会費は会員が本クラブの会員資格を有する限り、現実に本クラブの施設を利用しない 場合も支払い義務が発生いたします)

第7条

会員は各月の10日までに本クラブの所定の変更届を提出することにより、翌月から会員 プランを変更することができます。10日を過ぎた場合は、本クラブの事務上手続きの上 翌々月扱いになります。

第8条

会員は、各月の10日までに本クラブ所定の退会届を提出することにより、その月末限りで退会することができます。電話等口頭での退会は受け付けません。10日を過ぎた場合本クラブの事務手続き上翌月末扱いになります。

なお、本クラブが大会届を受理しない限り会費支払い義務は発生するものとします。

第9条

本クラブは諸施設の補修、整備その他本クラブの都合により休業することがあります。 なお休業に関してのお知らせは原則として2週間前までに掲示いたします。ただし施設 安全管理の面から緊急工事が必要な場合など緊急の事態が発生した場合には、あらかじめ 掲示することなく一部または全部の施設を休業することができるものとします。

第10条

本クラブは次の事由により本クラブの一部または全部を閉鎖または臨時休業することができます。

1. 台風その他異常気象、風水火災害、地震、近隣事故等本クラブの業務遂行に支障があるとき。

- 2. 施設の改造または補修工事のとき。
- 3. 法令の制度改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化があったとき。
- 4. 施設の使用権限が消滅するなど運営に影響が生じる事情が発生したとき。
- 5. その他閉鎖または臨時休業の必要が認められたとき。

第11条

- 1. 会員は自己の責任と危険負担において、ほかの会員と協調して、本クラブの施設を利用するものとします。
- 2. 本クラブは会員が本クラブの施設利用中に生じた盗難、怪我その他の事故にについて、本クラブの責めに帰すべき事由がない限り、責任は負いません。会員同士の本クラブ内外でのトラブルについても同様とします。
- 3. 会員は本クラブにおいて技量を超えた行為及び危険行為は行ってはならないものとします。また本クラブの事前の書面により承諾なしに対価を得て他の利用者に対する指導行為を行ってはならないものとします。

第12条

本クラブは本規約の改定及び変更、及び本規約に基づいて会員が負担すべき諸費用を 社会情勢・経済状況の変動等を参考にして改定することができます。この場合、本クラブ は改定日の1か月以上前までに施設内への掲示及びホームページに会員に告知するものと します。

第13条

本規約は2025年5月1日より施行いたします。